

18歳から
大人に！

4月から成年年齢が 20歳から18歳に引き下げられます

日本での成年年齢は、民法で定められています。近年、選挙権年齢を18歳に引き下げるなど、若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきました。こうした中で民法でも、18歳以上を大人として扱うのが適当ではないかという議論がなされ、4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。

成年年齢はいつから変わるの？

令和4年4月1日に18歳、19歳に達している人は、その日から新成人となります。現在未成年の人は、生年月日によって新成人となる日が、右の表のようになります。

生年月日	新成人となる日	成年年齢
平成14年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
平成14年4月2日～ 平成15年4月1日生まれ	令和4年4月1日	19歳
平成15年4月2日～ 平成16年4月1日生まれ		18歳
平成16年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

成年年齢の引き下げで何が変わるの？

成年年齢の引き下げで、18歳・19歳の人は、親の同意を得なくても、自分の意思でさまざまな契約ができるようになります。また、女性の結婚可能年齢は16歳から18歳に引き上げられ、男女ともに18歳に統一されます。

一方、成年年齢が18歳になっても、飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は、これまでと変わらず20歳となっています。

新たに成年になったらできること	これまでと変わらず20歳にならないとできないこと
<ul style="list-style-type: none"> ■親の同意なしで契約する <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話を契約する ・ローンを組む ・一人暮らしのための部屋を借りる ・クレジットカードを作る ■結婚する 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女ともに18歳に ■10年有効のパスポートを取得する ■公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取得する ■自分の生まれ持った身体の性と心の性が一致しないとき、家庭裁判所で性別の取り扱いの変更審判を受けることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ■飲酒をする ■喫煙をする ■競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券などをかう ■養子を迎える ■大型・中型自動車運転免許を取得する

さまざまなことを自分の意志で決めることができるようになりますが、家族や周りの人の理解は、引き続き大切ですね。

自分で契約するときに気をつけないといけないことは？

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合は、民法で定められた未成年者取消権で契約を取り消すことができますが、成年年齢になると未成年者取消権は行使できなくなります。

つまり、契約を結ぶかどうかを決めるのも自分、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。トラブルを避けるためにも、契約に関する知識やルールを学び、その契約が必要かどうかをよく検討する力を身に付けることが大切です。

消費者トラブルで困ったときは

だまされた場合、重大な勘違いをしていた場合、またクーリング・オフの適用が可能な場合など、契約を取消・解除できる場合があります。

悪徳商法をはじめとした、消費者トラブルが発生したときは、府中市消費生活センターなどに相談してください。

市役所南棟にあります
府中市消費生活センター
(☎43-7106)
相談日 毎週月曜・火曜
・木曜・金曜日10時～
12時、13時～16時
※祝日・年末年始は除く。

成人式はどうなるの？

成人式の対象年齢は、法律による決まりはありません。府中市では、令和4年度以降も引き続き20歳を対象として開催することに決定しました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で延期となっている令和3年度成人式は、5月4日(水)に開催予定です。令和4年度以降の日程は、決まり次第お知らせします。

問い合わせ先 教育政策課
(☎43-7176)